

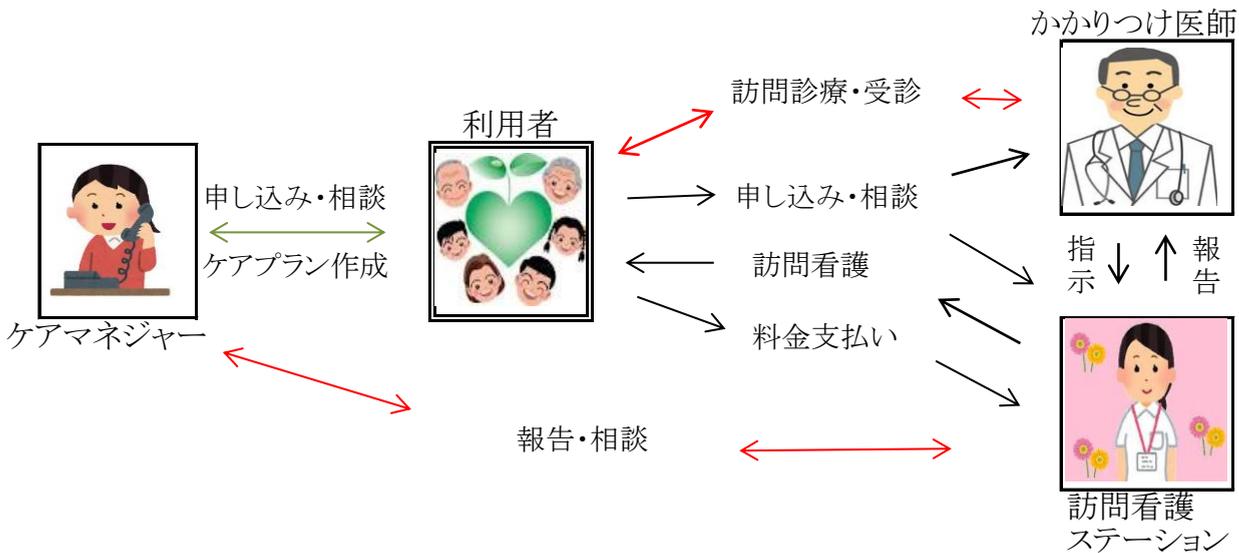
訪問看護ステーションひばり

重要事項説明書

< 2024年 6月 1日 現在 >

1 お申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などがご家庭を訪問して、ご家庭で療養されている方の看護のお手伝いをするサービスです。介護保険制度での利用の他、医療保険制度でご利用できる場合もあります。主治医の治療方針やケアマネジャーのケアプランに沿って、他のご利用サービスと連携しながら訪問看護を行います。



* お申し込みは、ケアマネジャー、主治医、または直接訪問看護ステーションにご相談ください。訪問看護を利用する場合は、主治医からの「訪問看護指示書」が必要です。「訪問看護指示書」が訪問看護ステーションに提供され、利用者の同意を得て契約を結び、訪問看護計画書を作成して、サービスの提供を開始します。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状や障害の観察（血圧・脈拍・体温測定・聴診 など）
- ・ 認知症のケア
- ・ 清潔を保つケア（清拭・洗髪・足浴・爪切り など）
- ・ 傷や床ずれなどのお手当や、予防方法のアドバイス
- ・ カテーテルなど医療器具の管理や、医師の指示による医療処置
- ・ リハビリテーション
- ・ お薬の管理、確認やアドバイス
- ・ 食事や栄養に関するアドバイス
- ・ 排泄に関するケアやアドバイス（おむつ交換やポータブルトイレ使用のお手伝い）
- ・ 家族の介護相談、健康管理
- ・ 終末期のケア

3 サービスの営業 ・ 提供日時

- ・ 月曜日から金曜日 9時 から 17時 まで。
- ・ 土曜日 9時 から 13時 まで。
- ・ 日曜日・祝日および12月30日の午後から1月3日はお休みです。

* 当訪問看護ステーションでは、訪問看護師が24時間直接、携帯電話によるご病状や介護に関するご相談をお受けしております。
(ご利用に当たっては契約を結んで頂いた上、別途利用料が加算されます。)

4 サービスのご相談 ・ 苦情対応について

サービスについての相談・要望・苦情については、下記窓口までお申し出ください。

《サービス相談窓口》

電話番号	04-2951-3667
担当者(管理者)	中村 恵
受付時間	月曜日から金曜日 9時 から 17時
	土曜日 9時 から 13時

《行政機関その他苦情受付機関》

当事業所以外に、区市町村の相談窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

- | | | | |
|----------------------|---------------------|--------------|------|
| ・ 所沢市役所 | 福祉部地域福祉センター | 04-2922-2115 | (直通) |
| ・ 清瀬市 | 高齢支援課介護サービス | 042-497-2080 | (直通) |
| ・ 埼玉県国民健康保険
団体連合会 | 介護保険課(苦情対応係り) | 048-824-2568 | (専用) |
| ・ 東京都国民健康保険
団体連合会 | 介護相談指導課
(介護相談窓口) | 03-6238-0177 | (専用) |

5 ご利用にあたってのお願い

- * 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。また、保険請求に必要なため、**コピーを各1部ずつご用意ください。**
なお、これらの保険証等に変更があった場合は、再度確認させていただきます。その際もコピーのご用意をお願いします。
- * やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず当日の朝9時までにご連絡をお願い致します。ご連絡をいただけない場合はキャンセル料を頂きます。
- * 金品や飲食物の提供などは、ご遠慮させていただきます。

6 サービス利用料

(1) 利用料等一覧表（詳細は別紙をご参照ください）

2024年6月1日現在

	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護 (健康保険・後期高齢者医療保険)
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要支援・要介護状態の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方で ① 介護保険の対象でない方 (非該当や小児) ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 (癌の末期状態、病状の急性増悪など)
利用料金	<p>《基本利用料》</p> <p>* 訪問看護 1割負担</p> <p>20分未満 328円/回</p> <p>30分未満 491円/回</p> <p>30分以上60分未満 858円/回</p> <p>60分以上90分未満 1,176円/回</p> <p>* 介護予防訪問看護</p> <p>20分未満 316円/回</p> <p>30分未満 470円/回</p> <p>30分以上60分未満 828円/回</p> <p>60分以上90分未満 1,136円/回</p> <p>《病状加算》</p> <p>初回加算 365円・313円/月</p> <p>長時間訪問看護加算 313円/回</p> <p>複数名訪問加算 265・419円/月</p> <p>特別管理加算 521・261円/月</p> <p>ターミナルケア加算 2,370円/月</p> <p>退院時共同指導加算 626円/月</p> <p>看護・介護職員連携強化加算 261円/月</p> <p>サービス提供体制強化加算 I 7円/回</p> <p>早朝・夜間加算 25%加算</p> <p>深夜加算 50%加算</p> <p>《契約加算》</p> <p>緊急時訪問看護加算 II 599円/月</p> <p>《実費料金》</p> <p>保険適用外の場合には実費にて料金を頂きます。(別途消費税あり)</p>	<p>《基本利用料》</p> <p>訪問看護基本療養費 I 5,550円/日</p> <p>訪問看護基本療養費 II 5,550円/日</p> <p>訪問看護基本療養費 III 8,500円/日</p> <p>訪問看護管理療養費 7,440円/日(月の初日)</p> <p>訪問看護管理療養費 I 3,000円/日(2日目以降)</p> <p>訪問看護ベースアップ評価料(I) 780円/月</p> <p>訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月</p> <p>精神科訪問看護基本療養費 I 4,250円/日 <small>週3 30分未満</small></p> <p>複数名訪問看護加算 看護師:4,500円</p> <p>難病等複数回訪問看護加算 4,500・8,000円</p> <p>早朝・夜間訪問看護加算 2,100円</p> <p>深夜訪問看護加算 4,200円</p> <p>《病状加算》</p> <p>長時間訪問看護加算 5,200円</p> <p>緊急時訪問看護加算 2,650円/2,000円</p> <p>特別管理加算 2,500・5,000円/月</p> <p>退院時共同指導加算 8,000円/月</p> <p>特別管理指導加算 2,000円/月</p> <p>退院支援指導加算 6,000円</p> <p>長時間の退院支援指導加算 8,400円</p> <p>在宅患者連携指導加算 3,000円/月</p> <p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000円/回 月2回まで</p> <p>ターミナルケア療養費 25,000円</p> <p>看護・介護職員連携強化加算 2,500円/月</p> <p>《契約加算》</p> <p>24時間対応体制加算 6,520円/月</p> <p>《その他》</p> <p>情報療養提供費 1,500円/月</p> <p>《実費料金》</p> <p>保険適用外の場合には実費にて料金を頂きます。(別途消費税あり)</p>
キャンセル料	利用料の本人負担分に相当する金額をいただきます。	
交通費	指定地域外の方は交通費を頂きます。 ・ 実施指定地域を越えてから、1km毎に(端数切り上げ) 100円加算	
その他	死後の処置料 15,000円	

* 1回の訪問料金は1ヶ月の合計単位数から計算した場合多少の誤差が出ます。

* 各種保険のほか、公費負担医療制度もお取り扱いしています。

* 保険の種類により、負担割合が異なります。介護保険からのサービスを利用する場合は基本料金の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。詳しくは、別紙料金表を参照ください。

(2) お支払い方法

利用料はご利用月ごとの精算とし、当事業所より請求書を発行いたします。

お支払方法は、現金集金か銀行振替となります。

- ・現金集金の場合、翌月初旬の訪問看護時にお支払いをお願いします。集金時に領収書を発行いたします。
- ・銀行振替の場合、翌月27日(振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります)入金確認後、領収書を発行いたします。

(3) その他

- ・お住まいでサービスを提供するために必要とする、水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担となります。
- ・訪問予定日に連絡なくキャンセルをした場合は、キャンセル料(基本料金の全額)を頂きます。キャンセルの場合は訪問当日の朝9時までにご連絡ください。

7 個人情報保護

訪問看護サービスを提供するうえで知り得た、利用者・ご家族の個人情報についてその秘密を保持すると共に、退職後も在職中に知り得た秘密を守ることを義務とします。他に情報提供をする場合には、事前に利用者・ご家族の同意を得ます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医・救急隊・ご家族介護支援専門員等へ連絡をいたします。

9 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置・医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、事業所管理者等に連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10 災害時・感染症拡大時の対応

災害発生時や感染症拡大時は、その規模や被害・感染状況により通常の業務を行えず予定された訪問を行えない場合がございます。

また、事業所を休業せざるを得ない状況が発生した場合、他の訪問看護ステーションと連携し、別の事業所の看護師がサービスを提供する可能性があります。

災害時には、災害状況や関連情報を把握し安全を確認したうえで、関係機関と連携し通常業務を速やかに回復させるよう努めます。

11 高齢者虐待防止のための措置

虐待行為の防止、虐待の早期発見・早期対応、及び発生後の再発防止を検討するための委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を年1回以上開催し、検討内容は従業者へ周知してまいります。虐待防止のための指針を整備するとともに、従業者へは、虐待防止に関する研修を年1回以上実施してまいります。上記に掲げる措置を適切に実施する為担当者を置きます。

12 従業者の就業環境の確保に関する事項

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において不適切な言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために、ハラスメントに関する組織の規定について周知啓発し、相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備するとともに、事業所が必要な措置を講ずるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル(厚生労働省)」を参考に取り組みます。

利用者、ご家族等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対しては、従業者の人権を守るため組織的に対応し、必要に応じて事案によっては契約解除の措置を講ずる場合もございます。

13 サービスの終了

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合
 - ・ サービス終了を希望する1週間前までにお申し出ください。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ・ 人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は1ヶ月以内の予告期間を置いて文書で通知します。
- (3) 自動終了
 - * 以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が死亡、入院・入所・転出した場合。
(ただし、入院に関しては2ヶ月以内に退院し再開する場合はその限りではありません。)
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- (4) その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者が正当な理由なくまたは故意による指定訪問看護の利用に関する指示に従わず要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとするなどの理由で、契約の目的が達成されないと判断したときは、文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了します。
 - ・ 2ヶ月間休止した場合は再契約となります。

14 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションひばり
事業所の種類	訪問看護事業所
指定事業所番号	埼玉県 第 1162290313 号
所在地	埼玉県所沢市東所沢1丁目11番地6 イーストハイツ102号室
管理者	中村 恵
連絡先	電話 04-2951-3667 FAX 04-2951-3668
事業者が行っている他の事業	な し
サービスを提供する地域	所沢市 全域 清瀬市 全域
事業所の沿革・理念	平成29年9月1日 訪問看護ステーションひばり開設 理念と基本方針： 地域の方を大切にし、心やすらぐサービスを提供する、訪問看護ステーションを目指します。
運営の方針	利用者及び家族の意思を尊重し、自立して日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、生活の質の向上を図ります。また、穏やかに人生の最期がむかえられるように支援します。

15 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	計	業 務 内 容
管理者	看護師	1名		1名	事業所従事者の管理及び、業務の管理を行います。 (訪問看護師と兼務)
訪問看護師	看護師	3名	2名	5名	訪問看護業務を行います。

16 弊社の概要

- (1) 名称・法人種別 医療法人社団東光会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 中村 毅
- (3) 本社所在地・電話番号 埼玉県戸田本町1丁目19番3号 048-442-1111
- (4) 定款の目的に定めた事業 医療法人社団東光会定款第3条より抜粋
本社は、病院、診療所及び介護老人保健施設を
経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷
等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、
医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及する
ことを目的とする。
- (5) 営業所数等
- | | |
|------------|-----|
| 病院 | 8か所 |
| 介護保険施設 | 2か所 |
| 訪問看護ステーション | 4か所 |
| 看護専門学校 | 1か所 |
| ケアクリニック | 3か所 |

当事業者は、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

法人所在地 埼玉県戸田市本町1丁目19番3号
法人名称 医療法人社団 東光会
事業所所在地 埼玉県所沢市東所沢1丁1番地6イーストハイツ102号室
事業所名称 訪問看護ステーションひばり
管理者 中村 恵
説明者 _____ 印

私は、事業者からサービス内容及び本書面により訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ 印